



北信交監第12号の2
北信交貨第7号の2
北信技保第7号の2
平成30年4月6日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき
違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し（平成30年3月30日付け国自安第261号、国自貨第181号、国自整第358号）のとおり通知があったことから、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



公 示

公示第4号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け公示第59号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹



貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（新旧対照表）

新	旧
<p>公示第59号</p> <p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>1～10（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p><u>附則（平成30年4月6日付け公示第4号で一部改正）</u> <u>1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。</u> <u>2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>公示第59号</p> <p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>1～10（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>北陸信越運輸局長 後藤靖子</p>

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等」について 別表「新旧対照表」

新

旧

別表	適用条項	反行事項	為		備考
			初違反	基準日車等再違反	
法第17条第1項 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 第3項 第4項	1 休憩・睡眠施設の整備違反 2 休憩・睡眠施設の利用、保守違反 1 「貨物自動車運送事業者の業務用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間」に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告	10日車	
			30日車 警告 10日車 警告 10日車 20日車	60日車 10日車 10日車 20日車 40日車	
法第17条第4項 第5項 第6項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 酒酔い、酒気帯び乗務 1 健康状態の把握違反 ① 把握不適切50%未満 ② 把握不適切50%未満 2 疾病・疲労等乗務 3 薬物等使用乗務	1 1箇月の拘束期間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計し、処分日車数を算出するとともに、さらに別項で次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。	10日車	20日車	
			100日車 100日車 警告 10日車 20日車 40日車 80日車 100日車	200日車 200日車 10日車 40日車 80日車 160日車 200日車	20日車 200日車 10日車 10日車 20日車 160日車 200日車
法第17条第4項 第5項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	乗務等の記録違反 1 記録(30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告	10日車	
			30日車 警告 10日車 警告 10日車 60日車 30日車	60日車 10日車 10日車 120日車 10日車 60日車	10日車 60日車 10日車 10日車 60日車 20日車
法第17条第4項 第5項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	乗務等の記録違反 1 記録(30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告	10日車	
			30日車 警告 10日車 警告 10日車 60日車 30日車	60日車 10日車 10日車 120日車 10日車 60日車	10日車 60日車 10日車 10日車 60日車 20日車

別表

適用条項	反	行	事	項	基準日車等		備考
					初違反	再違反	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務員に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	警告 10日車 30日車	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	警告 10日車 30日車	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	
第4項 第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。) 1 「2」J3以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	警告 10日車 20日車	警告 10日車 20日車	警告 10日車 20日車	10日車 20日車	10日車 20日車	
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。) があったものに限る。(注1)(注3)	初回 警告	初回 警告	初回 警告	2回目 10日車	3回目 4回目以上 20日車 40日車	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐停車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」といふ。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯り運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回 警告	初回 警告	初回 警告	2回目以上 10日車	20日車 40日車	

(注1) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行つてもとする。
また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)(のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行つてもとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。))の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行つた日から起算して3年以内、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当り適用した型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上)又は車両総重量8トン以上のものの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

- (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(けん引自動車、牽けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とす。
- (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(けん引自動車、けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とす。

別表

適用条項	反	行	事	項	基準日車等		備考
					初違反	再違反	
第9条	運行記録計による記録違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務員に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	警告 10日車 30日車	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書 1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	警告 10日車 30日車	警告 10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	10日車 20日車 30日車 60日車	
第4項 第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。) 1 「2」J3以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合)	警告 10日車 20日車	警告 10日車 20日車	警告 10日車 20日車	10日車 20日車	10日車 20日車	
	2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。) があったものに限る。(注1)(注3)	初回 警告	初回 警告	初回 警告	2回目 10日車	3回目 4回目以上 20日車 40日車	
	3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐停車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」といふ。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯り運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	初回 警告	初回 警告	初回 警告	2回目以上 10日車	20日車 40日車	

(注1) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行つてもとする。
また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)(のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行つてもとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。))の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行つた日から起算して3年以内、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当り適用した型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上)又は車両総重量8トン以上のものの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

- (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(けん引自動車、けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とす。
- (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(けん引自動車、けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とす。

別表

適用条項	反 違 用 条 項	行 事 項 為	基準日車等		備 考
			初違反	再 違 反	
	③ 同一営業所の取扱いについては、 <u>通達本文1(3)</u> を準用する。 (注2)				
	① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反を除く、以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行わないとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づき意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づき通知(2)の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反に係るものを除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(駐停車違反、1「放置駐停車違反行為」(その他の)の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。				
	② 駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った翌日の翌日から起算して1年以内、同一営業所に係る同違反行為の総和が、10件(駐停車違反、1「放置駐停車違反」、その他の)の区分ごととする。)に達した場合に、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。				
	③ 放置駐停車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。				
	④ 同一営業所の取扱いについては、 <u>通達本文1(3)</u> を準用する。 (注3)				
	2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)」その他の別に定める違反行為として、別途個別に処分するものとする。				
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存				
	1 記録				
	① 一部記録なし	警告 40日車	10日車 80日車	10日車 20日車	
	② 全て記録なし又は記録の一部保存なし	警告 60日車	10日車 120日車	10日車 20日車	
	2 記載事項等の不備				
	3 記録の改ざん・不実記録 (削除)				
	点検整備記録簿等の記載違反等				
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿)	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
	① 未記載3枚以下	警告	10日車	10日車	
	② 未記載4枚	警告	60日車	120日車	
	2 記載不適切				
	3 記録の改ざん・不実記録				
	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反				
	1 未届出	10日車	20日車	20日車	
	2 虚偽届出	警告	60日車	120日車	
	輸送の安全にかかわる情報の公表違反				
	10日車	警告	10日車	10日車	
	40日車×違反車両数	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	公共の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公共の利便の阻害				
	事業の健全な発達を阻害する競争				
	1 営業類似運送行為を行う自家用貨物自動車の利用				
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)	警告 10日車 20日車	10日車 40日車	10日車 80日車	
	① 未加入1名				
	② 未加入2名				
	③ 未加入3名以上				

別表

適用条項	反 違 用 条 項	行 事 項 為	基準日車等		備 考
			初違反	再 違 反	
	③ 同一営業所の取扱いについては、 <u>通達本文1(3)</u> を準用する。 (注2)				
	① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反を除く、以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行わないとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づき意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づき通知(2)の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反に係るものを除く。)のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(駐停車違反、1「放置駐停車違反行為」(その他の)の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。				
	② 駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った翌日の翌日から起算して1年以内、同一営業所に係る同違反行為の総和が、10件(駐停車違反、1「放置駐停車違反」、その他の)の区分ごととする。)に達した場合に、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。				
	③ 放置駐停車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。				
	④ 同一営業所の取扱いについては、 <u>通達本文1(3)</u> を準用する。 (注3)				
	2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)」その他の別に定める違反行為として、別途個別に処分するものとする。				
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存				
	1 記録				
	① 一部記録なし	警告 10日車	10日車	10日車	
	② 全て記録なし	警告 30日車	10日車 60日車	10日車 20日車	
	2 記載事項等の不備				
	3 記録の改ざん・不実記録				
	4 記録の保存義務違反				
	点検整備記録簿等の記載違反等				
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿)	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
	① 未記載3枚以下	警告	10日車	10日車	
	② 未記載4枚	警告	30日車	60日車	
	2 記載不適切				
	3 記録の改ざん・不実記録				
	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反				
	1 未届出	10日車	20日車	20日車	
	2 虚偽届出	警告	40日車	80日車	
	輸送の安全にかかわる情報の公表違反				
	10日車	警告	10日車	10日車	
	40日車×違反車両数	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	公共の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公共の利便の阻害				
	事業の健全な発達を阻害する競争				
	1 営業類似運送行為を行う自家用貨物自動車の利用				
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)	警告 10日車 20日車	10日車 40日車	10日車 80日車	
	① 未加入1名				
	② 未加入2名				
	③ 未加入3名以上				

別表

適用条項	反行事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 10日車 40日車 50日車 40日車	
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	

別表

適用条項	反行事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 10日車 20日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 20日車 20日車 40日車 40日車	
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	